

要支援1又は2の認定を受けている藤沢市の介護保険被保険者の方で、  
藤沢市外の住所地特例施設にお住まいの方へ

平成27年4月1日から、担当する地域包括支援センターが変わります！！

★介護保険法の改正に伴い、平成27年4月1日から、皆様の介護保険のケアプラン作成等を行っている「地域包括支援センター」を、次のとおり変更していただくこととなりました。

変更前

藤沢市〇〇地域包括支援センター

→

変更後

施設所在市町村の  
地域包括支援センター

★必要な手続き

- ① 平成27年4月1日付けで、お住まいの施設所在市町村の地域包括支援センターと、介護予防支援に係る契約※を交わしてください。  
※ 実際のサービス計画（ケアプラン）作成等を委託により居宅介護支援事業所が担当している場合であっても、この契約は必要となります。
- ② 「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」に介護保険被保険者証または資格者証の原本を添付の上、施設所在市町村に提出してください※  
※ 提出書類の名称や様式が各市町村によって異なる場合がありますので、施設所在市町村又は新たに担当となる地域包括支援センターにご相談ください。

★平成27年4月1日からの介護予防サービスについて

新たに担当となった地域包括支援センターによりサービス計画（ケアプラン）作成等が行われますので、引き続き、介護予防サービスをお使いください。また、施設所在市町村で新たな総合事業が実施されている場合は、予防訪問介護サービス及び予防通所介護サービスは総合事業に移行される場合があります。詳細は、新たに担当となる施設所在市町村の地域包括支援センターにおたずねください。

このお知らせに関するお問い合わせ先

藤沢市役所介護保険課 総務・給付担当

電話 0466-25-1111（内線）3141

FAX 0466-23-5174